

令和7年4月1日

財形住宅融資金利のお知らせ（東日本大震災特例措置）

財形融資
（東日本大震災特例措置）

○適用期間

令和7年4月1日～令和7年6月30日までに融資のお申込みをされた方

※ 次回の融資金利改定スケジュール 令和7年7月1日（発表：令和7年6月下旬）

令和7年1月1日～令和7年3月31日までに融資のお申込みをされた方の金利は、本お知らせの最後のページに掲載しています。

○ 融資金利

<団体信用生命保険に加入する場合>

	新機構団信	新機構団信 (デュエット)	新3大疾病付機構団信
当初5年間	年 0.00%	年 0.00%	年 0.00%
6年目以降 (5年経過ごとに見直します。)	未定 *1		

- 健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も融資はご利用いただけます。その場合の融資金利は以下のとおりです。

当初5年間	年 0.00%
6年目以降 (5年経過ごとに見直します。)	未定 *1

*1 見直し後の融資金利は、当該金利が適用される日までにお客さままでにお知らせします。

(ご注意)

- 独立行政法人勤労者退職金共済機構が行う財形転貸融資とは異なります。
- 財形住宅融資の金利は、5年固定金利制です。
- 5年経過ごとに金利の見直しがありますので、将来の金利情勢によっては、見直し後の金利が上昇し、返済額が増加することがあります。
- 融資の条件および手続については、「財形住宅融資のご案内」（東日本大震災特例措置）又は当機構ホームページ（www.jhf.go.jp）をご覧ください。
- 長期間の多額の借入金を将来の金利情勢にかかわらず安定的に安心してご返済いただくには、「財形住宅融資」と長期固定金利型住宅ローンを組み合わせてご利用いただくことをお勧めします。

(機構提出用)

住宅金融支援機構 財形住宅融資 商品概要説明書 <東日本大震災特例措置>

(表面)

説明事項	商品概要
資金使途	東日本大震災によりご自分の住宅が被災した場合に、ご自分が居住するために住宅を建設・購入又はリフォームするための資金 ※ 住宅ローンのお借換えには利用できません。
融資額	次の①又は②のいずれか低い額が融資限度額となります(100万円以上、10万円単位)。 ① 借入申込日における一般財形貯蓄・財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄の残高(合計)の10倍の額(最高4,000万円) ② 住宅の新築若しくは購入に必要な額及び土地の取得(整備を含みます。)に必要な額(所要額)の90%又はリフォームに必要な額(所要額)の90%の額 ※ 例外もございます。詳しくは、「財形住宅融資のご案内(東日本人震災特例措置)」をご覧ください。 ※ 審査の結果、ご融資額がご希望どおりの金額とならない場合がございます。
返済期間	返済期間は、10年以上(*)で、かつ、次の①又は②のいずれか短い年数が上限となります(1年単位で設定)。 (*)リフォームの場合は1年以上 ① 申込区分・構造等による最長返済期間 ・建設、新築住宅購入、リ・ユースプラスマンション購入又はリ・ユースプラス住宅(中古住宅)購入:35年 ・リ・ユースマンション又はリ・ユース住宅(中古住宅)購入:25年 ・リフォーム:20年 ※ 住宅の建設または購入の場合はご融資の契約日から最長5年間(1年単位)の元金据置期間(利息のみの支払期間)を設定でき、元金据置期間を希望すると、据置期間分返済期間が延長されます。リフォームの場合は返済期間内で、ご融資の契約日から1年間の元金据置期間(利息のみの支払期間)を設定できます(返済期間は延長されません)。 ② 年齢による最長返済期間 「80歳」-「申込本人又は収入合算者(注)のいずれか年齢が高い方の申込時の年齢(1歳未満切上げ)」 (注)収入合算を希望する金額が収入合算者の収入の50%を超える場合のみ
融資金利	5年固定金利 ※ 融資金利は資金交付日から5年経過する日までの期間の利率は年0%が適用されます。 ※ 融資の契約締結日から5年を経過する日の翌日に適用金利が変更され、6年目以降も5年ごとに見直します。 ※ 融資金利は、加入する新団体の種類等により異なります。融資金利は、住宅金融支援機構のホームページなどでご確認ください。 ※ 詳しくは、「財形住宅融資のご案内(東日本大震災特例措置)」及び「財形住宅融資の融資金利に関する確認書(東日本大震災特例措置)」をご覧ください。
返済方法	元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い ※ ボーナス払いの併用はできません。
担保	融資の対象となる建物と敷地に、機構のための第1順位の抵当権を設定していただきます。 ※ リフォーム融資の場合は、建物に機構のための第1順位の抵当権を設定していただきますが、建物が共同建ての場合や融資額が520万円を超える場合等機構が必要と認めたときは、敷地にも抵当権を設定していただきます。 ※ 抵当権の設定費用(司法書士報酬等)は、お客さま負担となります。 ※ 詳しくは、「財形住宅融資のご案内(東日本大震災特例措置)」の2ページをご覧ください。
保証人	必要ありません。
物件検査	住宅が機構の定める技術基準に適合していることを確認する物件検査を受けていただきます。 物件検査手数料は、各検査機関等により異なります(物件検査の申請先については、機構ホームページでご確認ください)。 ※ 物件検査の手料は、お客さま負担となります。

(裏面につづく)

住宅金融支援機構 財形住宅融資 商品概要説明書 <東日本大震災特例措置>

(裏面)

説明事項	商品概要
資金の受取	<p>資金の受取方法は、申込区分により異なります。</p> <p>【申込区分が新築住宅建設の場合】 次の①又は②のいずれかの方法からお選びいただけます。</p> <p>① 一括受取：住宅が完成し、所定の手続が終わってから一度に受け取る方法</p> <p>② 分割受取：現場審査（中間時）を申請した後に中間資金を受け取り、残りを住宅完成後に受け取る方法</p> <p>分割受取の中間資金のお受取は、住宅の融資のみの場合は住宅融資額の80%又は60%の額、住宅と土地の融資がある場合は住宅融資額の80%又は60%の額と土地融資額の100%の額の合計額です。</p> <p>【申込区分が新築住宅建設以外の場合】 一括受取のみです。</p> <p>※ 詳しくは、「財形住宅融資のご案内（東日本大震災特例措置）」の13ページ及び40ページをご覧ください。</p>
団体信用生命保険	<p>機構団体信用生命保険にご加入いただけます。万一の場合に備え、是非ご加入ください。</p> <p>※ 加入する新団信の種類等により融資金利は異なります。</p> <p>※ 詳しくは、「財形住宅融資のご案内（東日本大震災特例措置）」の2ページ及び別冊「機構団信制度ご案内」をご覧ください。</p>
火災保険	<p>返済終了までの間、融資の対象となる建物に、火災保険（損害保険会社の火災保険又は法律の規定による火災共済）を付けていただきます。</p> <p>建物の火災による損害を補償対象としていただきます。</p> <p>保険金額は、融資額以上(*)とします。</p> <p>(*)融資額が損害保険会社の定める評価基準により算出した金額（評価額）を超える場合は、評価額とします。</p> <p>※ 火災保険料は、お客さま負担となります。</p>
手数料	<p>融資手数料、返済方法変更手数料及び繰上返済手数料は必要ありません。</p>
再度申込み	<p>今回の申込みを取り下げ、再度お申込みをしていただくことができます（以下「再度申込み」といいます。）。ただし、再度申込みをされた時点での状況に基づき改めて審査をしますので、審査の結果、融資を受けられなくなる場合や融資額が減額される場合があります。</p> <p>再度申込みをする場合は、「財形住宅融資のご案内（東日本大震災特例措置）」の22ページに記載した注意点を十分ご確認の上、手続を行ってください。</p>

(令和6年10月現在)

令和7年1月1日～令和7年3月31日までに融資のお申込みをされた方の金利は、以下のとおりです。

財形住宅融資金利のお知らせ（東日本大震災特例措置）

令和7年1月1日

財形融資
（東日本大震災特例措置）

○適用期間

令和7年1月1日～令和7年3月31日までに融資のお申込みをされた方

※ 次回の融資金利改定スケジュール 令和7年4月1日（発表：令和7年3月下旬）

令和6年10月1日～令和6年12月31日までに融資のお申込みをされた方の金利は、本お知らせの最後のページに掲載しています。

○ 融資金利

<団体信用生命保険に加入する場合>

	新機構団信	新機構団信 (デュエット)	新3大疾病付機構団信
当初5年間	年 0.00%	年 0.00%	年 0.00%
6年目以降 (5年経過ごとに見直します。)	未定 *1		

- ・健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も融資はご利用いただけます。その場合の融資金利は以下のとおりです。

当初5年間	年 0.00%
6年目以降 (5年経過ごとに見直します。)	未定 *1

*1 見直し後の融資金利は、当該金利が適用される日までにお客さままでにお知らせします。

(ご注意)

- ・独立行政法人勤労者退職金共済機構が行う財形転貸融資とは異なります。
- ・財形住宅融資の金利は、5年固定金利制です。
- ・5年経過ごとに金利の見直しがありますので、将来の金利情勢によっては、見直し後の金利が上昇し、返済額が増加することがあります。
- ・融資の条件および手続については、「財形住宅融資のご案内」（東日本大震災特例措置）又は当機構ホームページ（www.jhf.go.jp）をご覧ください。
- ・長期間の多額の借入金を将来の金利情勢にかかわらず安定的に安心してご返済いただくには、「財形住宅融資」と長期固定金利型住宅ローンを組み合わせてご利用いただくことをお勧めします。